

2019年6月27日

グリーンインフラレンディング投資家 各位

株式会社J Cサービス
株式会社グリーンインフラレンディング

グリーンインフラレンディングによるファンド資金の返済について

株式会社J Cサービス（以下、「当社」といいます。）の子会社である株式会社グリーンインフラレンディング（以下、「G I L社」といいます。）のファンドに応募していただきました投資家の皆さまに大変ご迷惑をおかけしておりますこと、並びに、多大なるご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

G I L社によるファンド資金の返済等に関しまして、「1. 案件の契約状況」、及び「2. 投資家の皆さまへの分配・償還方法に関する maneo マーケット株式会社（以下、「MM社」といいます。）との協議状況」について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 案件の契約状況について

案件の契約状況に関しましては、昨年11月30日、本年3月7日及び4月26日、

- ① 「太陽光発電所2案件（募集額合計約7.7億円）につきまして既に売却等の契約が完了しており、関連会社を通して株式会社グリーンインフラレンディングに元本返済が完了しています。」、
- ② 「バイオマス発電所1案件（募集額約7.5億円）につきましても契約が完了しております。」、
- ③ 「太陽光発電所3案件（募集額合計約15.6億円）及びバイオマス発電所1案件（募集額約10.0億円）につきまして契約が完了しましたのでお知らせします。」、
- ④ 「バイオマス発電所2案件及び、海外水力発電所1案件につきまして、早々の契約締結を見込んでおり、かかる契約に基づく入金によってG I L社による募集総額の60%程度については、返済の目途が立つこととなります。」、
- ⑤ 「④における海外水力発電所1案件（募集額約2.5億円）につきまして契約が完了し、かかる契約に基づく入金によって、関係会社を通じてG I L社に元本返済が完了しています。」、

とお知らせしているところです。

そして、この度、新たにバイオマス発電所1案件（募集額合計約17.5億円）につきまして契約が完了し、早々の契約締結を見込んでいる上記④のバイオマス発電所2案件を合わせると、かかる契約に基づく入金によってG I L社による募集総額の80%程度については、今後の返済の目途が立つこととなります。

これら以外の案件につきましても、契約を締結した際には、投資家の皆さまへできるだけ速やかにお伝えしたいと考えております。また、既に契約締結済みであるものの、かかる契約に基づく入金条件を未だ確保できていない等の理由でG I L社への元本返済が完了していない案件につきましても、当該案件の開発工程を可能な限り早期に進めるための対応をとること等によって入金条件を確保し、投資家の皆さまへの早期の分配を目指しています。契約の詳細等につきましては、契約相手方に対する守秘義務がありますので開示いたしかねますこと、何卒、ご理解賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、MM社は、本年6月26日、MM社が管理するグリーンインフラレンディングのウェブサイトにおきまして、上記②及び③の案件に関し、「投資家への皆様への資金の分配を適切に行える状況にあるかを確認するため、現在、弊社は、JCS社に対し、これらの案件に係るファンドの具体的な償還計画等（ファンドに対応する案件の売買金額・売買時期、売却の相手先、契約履行状況、契約履行の完遂に至るJCS社らの課題と対応方法、これらを裏付ける資料）を開示するよう要請しております。」とのメッセージを掲載しましたが、当社及びG I L社は、MM社の要請に係る情報については既に開示済みであり、かかるメッセージは投資家の皆様に誤解を与えるものとして、大変遺憾に思っております。当社及びG I L社としては、今後もMM社との協議を進め、投資家の皆さまへの一刻も早い分配・償還を目指していきます。

2. 投資家の皆さまへの分配・償還に関するMM社との協議状況について

MM社は、本年6月26日、MM社が管理するグリーンインフラレンディングのウェブサイトにおきまして、上記1. ⑤の海外水力発電所1案件（募集金額約2.5億円）に関し、「G I L社から投資家の皆様に分配されるべき2億5000万円について、投資家の皆様への分配に充てられるのではなく、G I L社からJCS社あてに上記2億5000万円全額が送金されていることが判明しました。」とのメッセージを掲載し、また、「G I L社が、投資家への皆様への分配を行うため2018年7月6日に供託していた約7億5000万円（以下「本件供託金」といいます。）の状況についての調査を実施したところ、G I L社は、同年11月22日、その取戻しを行っていたことが判明いたしました。」とのメッセージを掲載しました。

かかるMM社の掲載につきましては、十分調査をせずに掲載した不十分な情報であるとともに、当社及びG I L社としてMM社に回答をしているにもかかわらずその内容を充分反映しておらず、投資家の皆様に誤解を与えかねないことから、当社及びG I L社の認識をご説明させていただきます。

(1) 海外水力発電案件に係る返済資金のG I L社から当社への送金の経緯について

G I L社が関係会社を通じて返済を受けた資金については、本来であれば、匿名投資組合契約に基づき、速やかに投資家に償還しなければなりません。

しかしながら、従前より当社及びG I L社とMM社との間で投資家への償還方法につき見解の相違が生じており、償還の実現までには、相当の時間を要することが明らかでした。

MM社との間で締結したファンド管理システムの利用・提供に関する業務提携合意書によれば、投資家への償還が実現できない現状においてすらも、ファンド募集に係る高額な取扱手数料が発生し続けております。そのため、MM社が投資家への償還を行わないことから、投資家からの投資資金の元本が毀損してしまう虞があります。

このような状況は、投資家保護の観点から、到底看過できるものではありません。

そこで、G I L社は、投資家の利益保護の責務を負う匿名組合契約の営業者として、上記資金を1か月程度運用することとし、かかる運用により得た利益で投資家からの元本の毀損を防ぐとともに、可能な限り募集時に表示した運用利回りに近い配当を実現できるようにすることとした次第です。

(2) 本件供託金の取戻しの経緯について

当社は、昨年7月11日付けで予定していた投資家への償還のため、同月5日付けで、関係会社を通じてG I L社に借入金の弁済を完了しておりました（返済額合計約7.5億円）。

しかしながら、MM社がG I L社からの投資家への償還するためのシステムの利用を認めなかったために、G I L社は、法的根拠はないもののMM社から投資家へ償還してもらうしかないと考え、やむを得ず、同月6日付けで、東京法務局に本件供託金を供託しました。

その後、当社及びG I L社は、MM社に対し、4か月以上にわたり本件供託金の投資家への早期償還を求め続けましたが、その間、MM社からは募集案件とは何ら関係のないデータを含めた一切の財務情報の開示を求められるのみで、投資家への償還に向けた具体的な協議が進むことはありませんでした。

そこで、G I L社としては、本件法的根拠のない供託金が投資家に償還される見込みのないまま供託された状態が続くことは投資家保護の見地から好ましくないものと判断し、同年11月20日付けで本件供託金を取戻し請求することとしました。本件供託金の取戻しにあたり、G I L社は、より多くの償還原資を確保するため、当社との間で合意書を締結し、本件供託金についての投資家への償還方法が決定するまで、当社に対する貸付けを実施することとしました。

G I L社としては、MM社との間で本件供託金の償還方法に関する協議が整い次第、当社から上記貸付けの繰り上げ弁済を受けて、本件供託金についても該当案件の投資家への償還を実施する予定です。

(3) 海外水力発電案件及び本件供託金に係る返済資金の早期の分配・償還に向けて

当社及びG I L社としましては、上記1. ⑤の海外水力発電所1案件（募集金額約2.5億円）につきましてもMM社の求めに応じて、対象ファンドの対象事業の譲渡に係る契約関係資料を提供しているところであり、対象ファンドの投資家の皆さまへの一刻も早い分配・償還を目指しております。

また、本件供託金につきましては、MM社との協議が整っていないことから、未だ投資家の皆さまへの分配・償還が実現していない状況にあります。他の元本回収済みのファンドも含め、一刻も早い償還を行うべく、今後もMM社や、MM社を通じて当局を含む関係各所に対して、「投資家間の公平性、投資家保護」に向けてご理解が得られるように働きかけを行うとともに、その一刻も早い実現のための調整を進めてまいります。

投資家の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上